

ベビーシッターを数百円から利用できる!?

# 東大和市ベビーシッター 利用支援事業

急用

夜間

リフレッシュ



東大和市では東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助する制度を実施しています。（一時預かり利用支援）

## 制度概要

- 対象者  
東大和市に住所を有する、以下のいずれかの保護者(対象児童も東大和市に住所を有する必要があります)。  
・保護者のリフレッシュ、学校行事、通院などにより一時的にベビーシッターによる保育を必要とする方  
・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
※保育の理由、保育認定の有無は問いません。  
※保育園や幼稚園を利用している方、育児休業中の方もご利用いただけます。
- 対象児童  
未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)
- 対象期間  
令和7年4月1日利用分から令和8年3月31日利用分まで
- 利用時間帯  
24時間365日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始も対象)  
※ベビーシッター事業者との契約により異なります。
- 利用上限時間(年間)  
児童一人あたり**144時間**  
多胎児(ふたご・みつご等)の場合は、児童一人あたり**288時間**
- 対象利用料  
ベビーシッター**保育サービスの利用料**のみが対象です。  
【対象外】  
・入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費  
・クーポン・ポイント利用で割引された料金、保育以外のサービス提供(家事援助・教育等)の料金
- 対象事業者  
東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の認定事業者
- 保育基準  
**児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること**  
※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹を、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが一人であっても補助の対象になります。
- 留意事項  
①本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点(厚生労働省ホームページ)」をご確認ください。  
②ベビーシッターの利用申込や契約については、利用者ご自身で直接行ってください。

補助上限額  
(1時間あたり)

日中 **2,500** 円  
夜間 **3,500** 円



▲市ホームページ

# 利用のながれ

## 1 事前登録

- ・市ホームページの事前登録申込フォームから電子申請、もしくは、下記提出先へ事前登録申込書を提出してください。

事前登録申込フォーム▶



## 2 東京都の認定する事業者と契約 (利用者⇔事業者)

- ・東京都の認定事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。
- ※事業者「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。



東京都の認定事業者は東京都福祉局のホームページをご参照ください ▲

## 3 ベビーシッターの利用・支払い

- ・事業者から要件証明書の交付を受けてください。発行日が利用日以前であることをご確認ください。
- ・ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。
- ・事業者から領収書と利用明細書の交付を受けてください。

## 4 補助金の申請・請求

- ・申請・請求書類を揃え、受付締切日までに市（保育課）に提出してください。

### 【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（利用対象児童ごとに作成）
- ② 補助金交付請求書
- ③ 口座登録依頼書（初めて請求する方、2回目以降で口座を変更する方のみ）
- ④ 利用内訳表（利用対象児童ごとに作成）
- ⑤ 領収書
- ⑥ 利用明細書（利用児童名、シッター名、利用日時、料金の内訳がわかるもの）
- ⑦ ベビーシッター要件証明書（利用したシッターごとに提出）
- ⑧ 【該当者のみ】クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことが分かる書類

※⑥と⑧は、⑤で確認できる場合省略可能

## 5 補助金の交付

- ・審査後、指定された口座に補助金を振り込みます。

※事前登録申込書、補助金交付申請書等は、市のホームページに掲載しております。

### 交付スケジュール

利用月	請求書類提出期限	補助金の支払時期（目安）
4月～6月	7月31日	8月～9月
7月～9月	10月31日	11月～12月
10月～12月	1月31日	2月～3月
1月～3月	4月15日	5月

### 提出先・問合せ

東大和市子ども未来部保育課  
(庁舎1階6番窓口)

### 住所

〒207-8585  
東京都東大和市中心3-930

### 電話

042-563-2111 (内線1756)

※提出期限に間に合わない場合は、次回分と合わせての申請も可能です。

※令和7年度の利用分については、令和8年4月15日が最終期限です。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付はできませんのでご注意ください。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。